建設通信新聞　2010/1/26

建築確認運用を改善

確認、適判を並行審査

申請負担の軽減、6月施行

国土交通省は、建築確認の運用改善方針を示した。法改正するまでに、運用改善を告示・規則などの改正で対応する。確認申請図書の補正対象拡大のほか、構造計算適合性判定対象物件の審査期間を70日から半減させることを目指し、「建築行政マネジメント計画（仮称）」に審査期間の目標日数などを明記する。これまで都道府県が策定していた「建築物の安全・安心推進計画」を、2010年度から「同マネジメント計画」として改定する計画。このため、今回の改善内容のうち、「同マネジメント計画」に盛り込める事項も併せて記載することにした。3月に運用改善を公布し、6月に施行する。4―5月には運用が変わることについての全国講習会を開き、新手続きに沿ったマニュアルも作成する。

確認申請図書の補正対象拡大では、確認申請図書の補正対象が「軽微な不備」として誤記や記載漏れなどに限られていたものを、「不備（申請者などが記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）」に緩和し、補正の際に適合が決定できない旨の通知書や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

確認審査と構造計算適合性判定審査については、現在、確認審査後に構造計算適合性判定を求めている手続きを、確認審査が終了する前に構造計算適合性判定を求められるようにする。並行審査を可能にすることで確認審査の迅速化が図られる見通し。

指定確認検査機関が確認済み証を交付した後に特定行政庁に提出するチェックリストは、項目数を約9割減少させる。計画変更の際に改めて建築確認を必要としない「軽微な変更」も、「安全上の危険度が高くならない一定の変更」との規定を緩和し、「建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更」にする。対象となる軽微な変更の具体的事例も提示する予定だ。超高層建築物など、構造計算や避難安全検証法など、大臣認定が必要な変更手続きについては、これまで1―2カ月かかった期間を1―2週間に迅速化する。

構造計算適合性判定の対象物件で、現在、約70日かかっている審査期間の半減を目指し、「建築行政マネジメント計画（仮称）」に目標期間と実績を明記して公表する。計画の策定指針は09年度内にまとめる予定だ。各審査機関の苦情窓口設置や審査のバラツキ把握、審査員への指導も要請する考えで、ユーザーからの声を反映させる仕組みを構築する。

申請図書の簡素化も図り、確認申請図書のうち構造計算概要書を廃止するほか、建築設備の非常用照明装置や水洗便所、排水トラップの構造詳細図を提出不要とする。非常用照明装置と排水のための配管設備の技術的基準を見直すほか、配管設備の図書と換気設備の構造詳細図については、簡素化する。

現行は、任意となっている建築材料、防耐火構造、防火設備、区画貫通管、遮音構造の大臣認定データベースへの登録は、義務に変更し、審査側がオンラインで大臣認定書を確認できるようにする。

罰則対象者の補足率を上げるため、09年度末にも作成する「建築行政マネジメント計画（仮称）」の策定指針に、中間・完了検査の徹底と違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計などへの処分を徹底する。

建築確認手続きなどの運用改善の方針

Ⅰ確認審査の迅速化関係
- 確認申請図書の補正対象の拡大（告示改正）
- 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能にする（告示改正）
- 確認審査などの報告のチェックリスト告示の簡素化（告示改正）
- 「軽微な変更」の対象拡大（規則改正・技術的助言など）
- 大臣認定変更手続きの迅速化
- 審査期間短縮と審査のバラツキ是正（技術的助言など）

Ⅱ申請図書の簡素化関係
- 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）
- 建築設備の確認申請図書の簡素化（規則、告示改正など）
- 建築材料・防火設備などの大臣認定書の省略（技術的助言など）

Ⅲ厳罰化関係
- 違反設計などへの処分の徹底
- 広範なサンプル調査実施

Ⅳそのほか
- 4号建築物の確認・検査の特例継続
- 既存不適格建築物の増改築に係る特例見直しの周知徹底
- 住宅性能評価と長期優良住宅の認定も申請図書簡素化（規則、告示改正など）

建基法改正へ来月に検討会

国交省

国土交通省は、2月から建築基準法再改正に向けた検討会を立ち上げる。22日に発表した「建築確認手続きの運用改善」を法律に反映するなど、建築確認手続きの見直しによる再改正を検討する。前原誠司国交相は「建築確認手続き期間短縮の明記や構造計算適合性判定の対象建築物限定、故意による偽装などの場合の罰則強化など」を再改正のポイントにあげた。2011年通常国会への法案提出を目指す。現行の建築基準法では、4号建築物以外の建築確認審査の期間を35日（詳細な構造審査が必要なものは70日）と規定している。再改正では、6月に施行する運用改善による確認期間の短縮状況を見ながら、法定の審査期間の短縮を明記する。

現在、一定の規模以上について構造計算適合性判定審査を受けなければならないものの、再改正では対象建築物について審査を受けるべき建築物の範囲を変更する。また、故意の偽装などが起きた場合の罰則も強化する方向で検討する予定だ。

今回の再改正は、昨秋の業界団体へのヒアリングから、建築基準法改正による手続きの煩雑化などの影響がいまだ残っていると判断したことによるもので、建築確認手続きの見直しを主眼に置く。このため、建築士法の再改正や建築基本法制定などとは別枠での検討になる。